

☆平成30年度 施設内虐待に係る職員研修等の実施状況について

		児童養護施設					乳児院		児童心理治療施設	児童自立支援施設
		鳥取こども学園	青谷こども学園	因伯子供学園	光徳子供学園	米子聖園天使園	鳥取こども学園乳児部	米子聖園ベビーホーム	鳥取こども学園希望館	喜多原学園
1. 制度に係る施設内児童への周知方法 (乳児院については、保護者への周知方法)		①権利ノートの配布・説明 ②ポスター掲示	・リーフレット ・権利ノートの配布、説明 ・ポスター掲示	・リーフレット ・権利ノートの配布、説明 ・ポスター掲示	・リーフレット ・権利ノートの配布、説明 ・ポスター掲示	・リーフレット・権利ノートの配布、説明 ・ポスター掲示	・リーフレット ・権利ノートの配布と苦情に対する施設の受け止めを保護者に説明 ・ポスター掲示	・入所時に苦情受付について説明 ・リーフレット配布 ・ポスター掲示	・権利ノートの配布・説明 ・ポスター掲示	入所前に児童相談所から説明を受ける他、当学園の入所時点で児童及び保護者に、生活のしおり、寮のきまり等の説明をする。苦情解決のシステムや意見箱の使用法等も含め説明している。
2. 職員研修等の実施状況	I. 時期	①(1)H30.6.12 ②H31.1.18 ②(1)H31.1.9 ②H31.1.18 ③H30.6、H30.12 ④H30.6.20～22 ⑤H30.12.18 ⑥H30.10.1～2	①H30.2 ②H30.6、H31.1 ③H30.12.18 ④H31.1.9 ⑤H31.1.18 ⑥H30.9.9～10、H31.1.29～30	①H30.12.18 ②H31.1月 ③H30.6月、12月 ④H30.10月(2回)、12月 ⑤H30.5月(3回) ⑥H31.1.18	①H30.5.11、6.20 ②H30.7.5 ③H30.12.18 ④H31.1.9 ⑤H31.1.18 ⑥H30.6、H31.1	①H30.5.11 6.21 ②H30.5.11 ③H30.7.5 ④H30.11.30～12.1 ⑤H30.12.18 ⑥H31.1.19 ⑦31.2.5 ⑧H31.2.23～24 ⑨H30.6.10～11 ⑩全期 ⑪H31.1.15 ⑫H30.11.8 ⑬全期 ⑭H30.9～12	①(1)H30.6.12、(2)H31.1.8 ②(1)H31.1.9 (2)H31.1.18 ③H30.6、H31.1 ④H30.12.18 ⑤H30全期	①H30.6.11 ②H30.7～10(全7回) ③H30.9.28 ④H31.1.18 ⑤年3回	①(1)H30.6.12(2)H31.1.18 ②(1)H31.1.9(2)H31.1.18 ③H30.6、H30.12 ④H30.12.18⑤H30.10.1～2	①H30.6.8 ②H30.7.6 ③H30.1.11
	II. 参加者	①(1)6名(全新任職員)(2)4名 ②(1)6名 (2)8名 ③全職員 ④2名 ⑤1名 ⑥1名	①②全職員 ③1名 ④5名 ⑤1名 ⑥2名	①3名 ②全職員 ③全職員 ④3名 ⑤2名 ⑥3名	①4名 ②4名 ③2名 ④3名 ⑤3名 ⑥全職員	①6名 6名 ②1名 ③6名 ④1名 ⑤2名 ⑥7名 ⑦2名 ⑧1名 ⑨全職員 ⑩7名 ⑪全職員 ⑫全職員 ⑬全職員 ⑭5名	①(1)3名(全新任職員)(2)4名 ②(1)2名 (2) 3名 ③全職員 ④7名 ⑤5名	①1名 ②2名 ③全職員 ④4名 ⑤直接処遇職員	①(1)5名(全新任職員)(2)4名 ②(1)4名 (2)6名 ③全職員 ④1名 ⑤1名	①～③指導課全職員及び教員
	III. 研修等概要	①法人内研修(法人研修担当企画) (1)基礎研修(新任職員研修) 「権利擁護と施設内虐待防止の基本」 (2)中堅職員研修 「子どもの理解と権利擁護」 ②鳥養協権利擁護チーム研修会 (1)職員研修会 (2)性的虐待防止研修会 ③虐待防止チェックリストの実施、話し合いと全体の点検 ④第7回子どもと施設の権利擁護全国ワークショップ ⑤被措置児童等虐待防止研修会 ⑥日本キリスト教児童福祉連盟権利擁護研修	①全養協「人権擁護チェックリスト」の実施 ②鳥養協「虐待防止チェックリスト」の実施と点検 ③鳥取県被措置児童虐待防止研修会参加 ④鳥養協権利擁護チーム研修会 ⑤鳥養協的虐待防止研修会 ⑥児入協施設間交換研修	①被措置児童等虐待防止研修 ②全養協「人権擁護チェックリスト」の実施・点検 ③鳥養協「虐待防止チェックリスト」の実施・点検 ④施設間交換研修への参加 ⑤「とり子育て～親子関係が良くなる言葉かけ」研修 ⑥権利擁護チーム性虐待防止研修	①新任職員基礎研修(米児児童相談所) ②児童福祉入所施設新規採用職員研修 ③被措置児童虐待防止研修 ④鳥養協権利擁護チーム研修会 ⑤鳥養協権利擁護チーム性的虐待防止研修会 ⑥鳥養協「虐待防止チェックリスト」の実施、点検	①新任職員基礎研修(米子児童相談所) ②子どもの虐待防止ネットワーク鳥取研修会 ③児童福祉入所施設新規採用職員研修 ④日本子ども虐待防止研修会 ⑤被措置児童虐待防止研修会 ⑥権利擁護チーム 性的虐待防止研修会 ⑦市町村が行う子育て支援に関する研修会 ⑧日本児童養護実践学会(施設内研修) ⑨性教育 ⑩とりまる研修 ⑪とりまるフォローアップ研修 ⑫権利擁護研修 ⑬鳥養協チェックリスト 全養チェックリスト ⑭児入協施設間交換研修	①法人内研修(法人研修担当企画) (1)基礎研修(新任職員研修) 「権利擁護と施設内虐待防止の基本」 (2)中堅職員研修 「施設で生活する子どもの理解ーいと小さくされた者たちー」 ②鳥養協権利擁護チーム研修会 (1)職員研修会 「子どもの権利条約と児童福祉法と児童福祉施設と」 (2)性的虐待防止研修会 ③虐待防止チェックリストの実施、話し合いと全体の点検 ④被措置児童等虐待防止研修会 ⑤児入協施設訪問研修	①米子聖園天使園院内研修 「子どもの『生』と『性』について」 ②とり子育て研修 ③院内研修「権利擁護について」 ④権利擁護チーム性的虐待防止研修会 ⑤虐待防止チェックリスト	①法人内研修(法人研修担当企画) (1)基礎研修(新任職員研修) 「権利擁護と施設内虐待防止の基本」 (2)中堅職員研修 「子どもの理解と権利擁護」 ②鳥養協権利擁護チーム研修会 (1)職員研修会 (2)性的虐待防止研修会 ③虐待防止チェックリストの実施、話し合いと全体の点検 ④被措置児童等虐待防止研修会 ⑤日本キリスト教児童福祉連盟権利擁護研修	①6月指導課会での園内研修 (1)当学園が作成している「被措置児童等虐待対応マニュアル」及び「権利擁護ガイドライン」に基づき説明を行った他、「権利擁護チェックリスト」の実施。 (2)苦情解決に関する仕組みの確認。 ②7月指導課会での園内研修 (1)6月実施分の「権利擁護チェックリスト」の振り返り検討。 (2)学園独自の「生活のしおり」男女各寮における「寮のきまり」の確認。 ③1月指導課会での園内研修
3. 届出・通告の受付方法	I. 児童本人、施設内児童からの届出の場合 (乳児院については、保護者からの届出の場合)	①意見箱の設置(管理棟大食堂) ②切手貼付済の権利ノート配布 ③各ホーム会による話し合いと意見交換	・意見箱設置(管理棟玄関・各ホーム内) ・切手貼付済の権利ノート配布	・意見箱設置(玄関・各棟・食堂) ・切手貼付済の権利ノート配布	・意見箱設置(各ホーム玄関、管理棟玄関、家族支援棟) ・切手貼付済の権利ノート配布	・意見箱の設置(玄関・各ホーム) ・切手貼り付け済の権利ノート配布	・意見箱の設置(玄関、大食堂) ・切手貼付済の権利ノート配布 ・各ホーム会による話し合いと意見交換	・意見箱設置(玄関) ・切手貼付済の権利ノート配布	・意見箱の設置(大食堂) ・切手貼付済の権利ノート配布 ・各ホーム会による話し合いと意見交換	意見箱設置(男女各寮・本館) 苦情解決連絡先ポスター掲示(男女各寮・本館)
	II. 職員からの通告の場合	①当施設内の苦情受付担当職員が対応 ②第三者委員に届出 ③児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第三者委員に届出 ・児童相談所に届出

※リーフレット・虐待防止のチェックリストは、鳥取県児童養護施設協議会が作成したものを利用

※ポスターは、鳥取県福祉サービス適正化委員会が作成したものを利用

☆平成30年度 施設内虐待に係る職員研修等の実施状況について

		母子生活支援施設					自立援助ホーム		
		つくし	コスモス	倉明園	ブルーインター	のぞみ	鳥取フレンド	鳥取スマイル	ピアホーム
1. 制度に係る施設内児童への周知方法		・ポスター掲示 ・施設作成のしおりを配布、説明	・ポスター掲示	・施設独自のリーフレットを配布、説明 ・ポスター掲示	・ポスター掲示、説明 ・チェックシートの活用	・チラシ配布、説明 ・ポスター掲示 ・ミーティング時に説明	・施設独自のしおりを配布、説明 ・ポスターの掲示	・施設独自のしおりを配布、説明 ・ポスター掲示	・ポスター掲示 ・施設独自のしおりを配布、説明
2. 職員研修等の実施状況	I. 時期	①H30.5.15 ②H30.6.20～22 ③H30.12.18 ④H31.1.31	①H30. 6 ②H30. 7 ③H30. 9 ④H30. 10 ⑤H30. 10 ⑥H30. 12 ⑦H30. 12	①H30.11.17 ②H30.12.15 ③H30.11.26 ④H30.11.30～12.1 ⑤H30.12.18 ⑥H30.9/H31.3	①H30.6.5 ②H30.9.19 ③H31.12.5 ④H31.1.22・23	①H30.12.11～13 ②H30.12.18 ③H30.12.21 ④H30.12.25	①H30.6.20～22 ②H30.11.5～11.6 ③H31.1.9 ④H31.2.10	①H30.6.20～22 ②H30.11.5～11.6 ③H31.1.9 ④H31.2.10	①H30.12.8 ②H30.10.23
	II. 参加者	①全員②4名③6名④全職員	①1名 ②2名 ③1名 ④1名 ⑤1名 ⑥1名 ⑦1名	①3名②2名③4名 ④3名⑤1名⑥13名	①全職員名 ②1名 ③3名 ④3名	①1名②1名③1名④12名	①1名②1名③1名④1名	①1名②2名③1名④1名	①～②2名
	III. 研修等概要	①施設内研修(リスク研修) ②子ども権利擁護全国ワークショップ ③措置児童等虐待防止研修 ④施設内研修(施設内虐待が発生する背景とその予防策)	①配偶者からの暴力被害者支援職員研修 ②全母協職員研修会 ③苦情受付担当職員研修 ④ペアレントトレーニング(ちほっさく)研修会 ⑤みその施設内支援者向け研修 ⑥措置児童等虐待防止研修会 ⑦子供の虹 母子生活支援施設職員指導者研修	①②③虐待防止学習会(①小学生対象、②中高生対象、③母親対象) ④日本子ども虐待防止学会学術集会 ⑤措置児童等虐待防止研修会 ⑥H30年度児童虐待チェック実施	①施設内研修「子どもの権利擁護チェックシート」 ②心のケアセンター「トラウマPTSDの理解」 ③鳥取県児童入所施設協議会施設交流研修会 ④中・四国ブロック母子生活支援施設研修会「虐待を受けた子ども達と母親たち」	①子どもの虹 母子生活支援施設職員指導研修 ②措置児童等虐待防止研修 ③妊娠SOS相談対応パッケージ研修 ④施設内虐待防止研修	①第7回子どもと施設の権利擁護全国ワークショップ ②第25回全国自立援助ホーム協議会全国大会 ③鳥取県児童養護施設協議会権利擁護チーム研修会 ④鳥取養育研究所第12回研究発表大会	①第7回子どもと施設の権利擁護全国ワークショップ ②第25回全国自立援助ホーム協議会全国大会 ③鳥取県児童養護施設協議会権利擁護チーム研修会 ④鳥取養育研究所第12回研究発表大会	①措置児童等虐待防止研修会 ②米子市要対協研修会
3. 届出・通告の受付方法	I. 児童本人、施設内児童からの届出の場合	・意見箱設置(玄関) ・苦情等の連絡先を掲示	・意見箱設置(玄関ホール内) ・苦情等の連絡先を掲示 ・口頭による	・意見箱設置(利用者玄関) ・苦情受付等の仕組み、連絡先を掲示	・意見箱の設置 ・苦情等の連絡先を掲示	・意見箱設置(事務所横) ・専用の相談電話	・口頭、文章による ・意見箱の設置(風呂場脱衣所)	・口頭、文書による ・子どもの権利ノート設置	・口頭、文書による ・意見箱設置(リビング)
	II. 職員からの通告の場合	・施設内の苦情受付担当に相談 ・運営法人運営適正化委員会に報告 ・児童相談所に報告 ・鳥取市へ届出	・施設内の苦情受付担当職員及び施設長に相談 ・第3者委員に相談 ・福祉事務所に報告 ・児童相談所に届出	・施設内苦情受付担当職員に相談等 ・第3者委員に相談 ・児童相談所に届出	・施設内苦情受付担当に相談。各担当(母子、少年、心理、保育)チーム、施設長で協議。本部へ相談。措置元・児童相談所に届出。	・専用電話に相談 ・施設内の苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談 ・児童相談所に報告	・施設内苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談	・施設内の苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談	・施設内の苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談

※チラシは鳥取県が作成したものを利用

※ポスターは、鳥取県福祉サービス適正化委員会が作成したものを利用

☆平成30年度 施設内虐待に係る職員研修等の実施状況について

		ファミリーホーム			松の聖母あすなろ園	総合療育センター	鳥取医療センター	皆成学園
		ビーハイブ	来夢来人	マザーズパーム				
1. 制度に係る施設内児童への周知方法 (保護者への周知方法)		・権利ノート配布 ・ポスター掲示 ・雇用契約書に記載と説明	・権利ノート配布、説明 ・相談窓口の掲示	・権利ノートを配布、説明	・ポスター掲示 ・チラシ設置	・独自に作成したリーフレット配付 ・契約書及び重要事項説明書への記載及び口頭説明(保護者への周知方法)	・契約書への記載及び口頭説明	・ポスター掲示 ・契約書への記載及び口頭説明
2. 職員研修等の実施状況	I. 時期	・H30.10.29 ・虐待が報道されたとき	随時	随時	① H30.9.11 ② H30.11.9 ③ H30.12.18 ④ H30.12.19 ⑤ H31.3.19	① H30.7.30	H28.9・H29.3 R1.7予定	①2018/5/28 ②2018/12/4～7 ③2018/12/21 ④2019/1～2(4回) ⑤随時
	II. 参加者	3名	5名	3人	① 1名② 1名③ 1名④ 3名⑤ 1名	①69人	54人・45人	①28人、②2人、③31人、④31人、⑤のべ16人
	III. 研修等概要	①施設内虐待防止研修 ②被措置児童虐待格子研修会	被措置児童等虐待防止研修会 施設内での検討会	被措置児童等虐待防止研修会	①法人研修(外部講師) ②施設外研修 ③施設外研修 ④施設内研修(外部講師 人権研修) ⑤施設外研修	①施設内研修(外部講師:虐待防止)	行動制限最小化研修会(年2回)	①施設内研修 虐待防止基礎研修 障がい者虐待防止法の理解と対応について学ぶ ②外部研修(包括的暴力防止プログラムトレーナー研修) ③施設内研修 包括的暴力防止プログラム伝達研修(講義) ④包括的暴力防止プログラム伝達研修(実技) ⑤外部研修 外部講師による虐待防止に係る研修受講
3. 届出・通告の受付方法	I. 児童本人、施設内児童からの届出の場合 (保護者からの届出の場合)	・切手貼付済み権利ノート配布 ・管理者、補助者が受付	・児童相談所面談による受付 ・施設内支援員全員が受付(口頭・文書による) ・意見箱の設置	・意見箱の設置 ・切手貼付済みの権利ノート配布	・意見箱設置(玄関)	・随時、口頭による聞き取り(全職員) ・意見箱設置(玄関、交流コーナー)	・意見箱設置(玄関)	・施設内職員全員が受付(口頭・文書による) ・意見箱設置(玄関、廊下)
		・施設内苦情受け担当が対応 ・第3者委員に相談 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第3者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第3者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第3者委員に届出 ・児童相談所に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第3者委員に届出 ・児童相談所に届出	・随時、口頭による聞き取り(全職員) ・意見箱設置(玄関、交流コーナー) ・ハラスメント担当職員に連絡 ・児童相談所等に届出	・施設内の苦情受付担当職員が対応 ・第3者委員に届出 ・児童相談所に届出
	II. 職員からの通告の場合	・施設内苦情受付担当に相談 ・第3者委員に相談 ・児童相談所に報告	・施設内の苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談	・施設内の苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談	・意見箱に投書 ・施設内の虐待防止委員又は、苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談 ・市町村障がい者虐待防止センターに相談 ・県障がい者権利擁護センターに相談	・口頭、メール等により各部署虐待防止対策委員又はご意見対応担当者に相談 ・児童相談所等へ通告 ・県所管課に報告	・児童相談所に届出	・施設内の虐待防止委員または苦情受付担当職員に相談 ・第3者委員に相談 ・児童相談所等に報告

※ポスターは、鳥取県福祉サービス適正化委員会が作成したものを利用